

「セゾンの資産形成ローン規定」一部改定のお知らせ

「セゾンの資産形成ローン規定」について一部改定いたしますのでご案内いたします。
条項の改定箇所は以下の通りです。

■ 「セゾンの資産形成ローン規定」新旧対象表

変更前	変更後
<p>第12条（団体信用生命保険） 借主は債権者が必要と認めた場合、元利金の返済を確保するため、その返済完了まで、債務残高相当額を保険金額とする団体信用生命保険契約の被保険者となることに同意することとします。また、債権者が契約者兼保険金受取人となるものとし、借主は申込書兼告知書兼同意書を提出する等必要な協力を行うものとします。借主は、保険金事故の発生により、保険金が支払われたときは、本契約上の元利金の返済に充当されることに同意します。ただし、貸金業法、保険業法その他法令の規制に合致した保険商品である場合に限るものとします。</p>	<p>第12条（団体信用生命保険） 借主は債権者が必要と認めた場合、元利金の返済を確保するため、その返済完了まで債務残高相当額を保険金額とする団体信用生命保険契約の被保険者となることに同意することとします。<u>ただし、返済期間が団体信用生命保険の付保期間を超える場合は、保険期間は付保期間満了をもって終了し、当該付保期間終了後は団体信用生命保険による保障は行われません。</u>なお、この場合の付保期間は、債権者が別途定める書面に記載の内容によるものとします。団体信用生命保険契約は、債権者が契約者兼保険金受取人となるものとし、借主は申込書兼告知書兼同意書を提出する等必要な協力を行うものとします。借主は、保険金事故の発生により、保険金が支払われたときは、本契約上の元利金の返済に充当されることに同意します。ただし、貸金業法、保険業法その他法令の規制に合致した保険商品である場合に限るものとします。</p>

※下線部は改定部分を示します。

以上